最終更新日：2021年7月3日
株式会社アジュバンコスメジャパン
代表取締役会長兼社長 中村　豊
問合せ先：078-351-3136
証券コード：4929
https://www.adjuvant.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は「美と健康を通じて夢と感動をお届けする」という企業理念のもと、より良い商品の開発・提供により笑顔あふれる世の中をつくること、Innovation30を実現し、美容業界に貢献すること、また社員の成長・幸せを実現できる会社にすることを経営目標に掲げております。この企業理念と経営目標に基づいて、企業の健全性・透明性を確保し、企業価値の向上を図るためにも、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題のひとつと認識しております。
当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業の社会的責任を果たしながら株主利益を追求し保護することにあると考えます。同時に顧客第一主義を重視し、顧客との揺ぎない信頼関係を築くことが当社の利益につながり株主保護にもなると考えております。また株主の皆様への速やかな情報開示が、公平で透明な経営を行う上での重要な要素と考えております。

コーポレート・ガバナンス基本方針

1．企業理念
当社は、「美と健康を通じて夢と感動をお届けする」という企業理念のもと、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮するとともに企業の健全性・透明性を確保し、持続的成長と中長期的な企業価値向上に努めます。

2．株主の平等
当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備等に努めます。

3．株主総会
当社は、株主総会が最高意思決定機関であるとともに株主との建設的な対話の場であると認識し、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備に努めます。

4．株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主との建設的な対話を通じて、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく、以下の対応を実施します。
⑴ 株主との対話全般については、IR担当取締役を指定し、財務部IR課がその業務にあたります。
⑵ 株主・投資家と信頼関係の構築を図るため、決算説明会及びスモールミーティング等を実施するとともに、投資家からの電話等による個別取材に応じます。
⑶ 株主との対話で得られた意見を取締役会にフィードバックし、企業価値向上に努めます。
⑷ 各部門の有機的な連携を目的とした会議を開催し、適時・適切な情報開示及び株主との対話を促進します。
⑸ IRポリシーを定め、これを公表します。
⑹ 未公表の重要事実が一部の投資家のみに開示されることがないよう、当社が定める内部者取引管理規程を遵守し、株主との対話を行います。

5．株主以外のステークホルダーとの関係
当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、当社の株主のみならず、当社の顧客、取引先、従業員、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮するよう努めます。

6．中期経営計画
当社は、中長期的な企業価値向上の実現のため、将来の企業成長に必要な事業戦略等に関する計画について中期経営計画を策定し、これを公表します。
※2021年1月22日付にて当社は中期経営計画を取り下げており、中期経営計画は現在策定中であります。時間を要する見込みではありますが、策定次第改めて公表いたします。

7．取締役会の責務
取締役は、取締役会の構成員として、取締役会の決議を通じて経営の意思決定に参加するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行います。
当社は、取締役会規程及び職務権限規程を定め、取締役会及び取締役の権限及び責任を明確に定めます。

8．取締役候補の選定
当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、当社の持続的成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に取締役候補を選定します。
当社は、社外取締役候補者を選定するにあたっては、金融商品取引所が定める独立性基準を充足する候補者を選定します。
当社は、監査等委員会からの取締役選解任の意見陳述の内容を踏まえ、取締役会において取締役の選解任について協議を行います。

9．取締役会の規模
当社の規模及び事業の内容から、定款に定める取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内、監査等委員である取締役は、4名以内とし、取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持します。

10．監査等委員会の構成等

(1)監査等委員会は、3名以上のすべての監査等委員である取締役で組織し、その過半数は社外取締役とします。
(2)監査等委員会は、必要あると認めたときは、常勤の監査等委員を選定します。
(3)常勤の監査等委員は、常勤としての特性を踏まえ、監査等の環境の整備および社内の情報の収集に積極的に努め、かつ内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証します。
(4) 監査等委員会は、必要に応じて、取締役会その他の重要な会議に、監査等委員を出席させ、または関係資料を閲覧するなどして、会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握します。

11. 取締役の報酬
取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。
(1)取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に考慮して決定することとします。
(2)取締役の個人別の報酬等のうち、会社法施行規則第98条の5第3号の非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式とします。
非金銭報酬の額は、年額50,000千円以内、非金銭報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとします。
(3)金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ業績を勘案し、随時取締役会において決定することとします。
(4)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で職責及び実績等を勘案し、各取締役の基本報酬額を決定することとします。

12. 取締役のトレーニング
当社は、取締役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質、知識等を踏まえ、各取締役が個別に必要とするトレーニング機会の提供、斡旋及び費用の支援を行います。

13. 適切な情報開示と透明性の確保
当社は、速やかな情報開示が公平で透明な経営を行ううえでの重要な要素と考えており、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、財務及び業務に関する事項を適時・適切に開示します。

14. 関連当事者取引
当社は、当社と役員及び主要株主を含む関連当事者との取引（以下「関連当事者取引」という。）を行う場合は、取締役会での承認を要するものとします。
当社は、関連当事者取引に関する体制を整備するため関連当事者取引管理規程を定めます。

以上

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】
当社株主における海外投資家の持株比率は、10%以下と相対的に低いと考えており議決権の電子行使及び招集通知の英訳は行っておりません。今後、外国人持株比率等を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則3-1-2】
当社株主における海外投資家の持株比率は、10%以下と相対的に低いと考えており、英文での開示を行っておりません。今後、海外での事業展開状況や外国人持ち株比率等を総合的にみて必要性を検討してまいります。

【補充原則4-10-1】
当社は任意の委員会を設置しておりませんが、取締役6名の内、半数の3名が監査等委員である独立社外取締役であり、独立社外取締役から報酬・指名等の特に重要な事項に関する検討に関し、十分に取締役会での適切な関与・助言を得るための体制が構築されております。また監査等委員会からの選任等・報酬等の意見陳述を通じて、適切な関与・助言を得られると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、現時点では政策保有株式として上場株式を保有しておりませんので、政策保有に関する方針及び議決権の行使に関する基準を策定しておりません。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社が関連当事者取引を行う場合の手続の枠組みは、「コーポレート・ガバナンス基本方針」14. 関連当事者取引に記載しておりますのでご参照ください。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金担当部門において運用委託機関から運用状況に関する情報を定期的に取得し確認する等により、当社企業年金の運用状況についてモニタリングを行うとともに、継続的に企業年金を適切に運用及び管理していくため、人材の育成に努めてまいります。

【原則3-1　情報開示の充実】
⑴ 企業理念、経営目標及び中期経営計画を当社ウェブサイト及び決算資料等にて開示しております。
※2021年1月22日付にて当社は中期経営計画を取り下げており、中期経営計画は現在策定中であります。時間を要する見込みではありますが、策定次第改めて公表いたします。
⑵ コーポレート・ガバナンス基本方針を、本報告書に記載しております。

⑶ 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」11. 取締役の報酬に記載しておりますのでご参照ください。
⑷ 取締役候補の選解任及び指名を行うに当たっての方針と手続については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」8. 取締役候補の選定に記載しておりますのでご参照ください。
⑸ 社外取締役候補者の選定理由については、招集通知にて開示しております。また、取締役の解任理由につきましては、その重大性を検討し、必要に応じて開示いたします。

【補充原則4-1-1】
経営陣に対する委任の範囲については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」7. 取締役会の責務に記載しておりますのでご参照ください。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立社外取締役の独立性判断基準については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」8. 取締役候補の選定に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-1】
取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」8. 取締役候補の選定及び9. 取締役会の規模に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-2】
当社は、取締役の重要な兼職の状況を招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-3】
当社は、取締役会の実効性を高め取締役会全体の機能を向上させることを目的として、2022年3月期における取締役会の実効性に関する評価を行いましたので、以下のとおり、その概要を開示いたします。

1. 分析・評価方法について
「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」を全取締役6名に対して配付し、その回答結果を参考に取締役会において議論を行い、分析・評価をいたしました。
＜アンケートの主な項目＞
・取締役会の運営
・取締役会の構成
・取締役会の役割・責務
・その他

2. 分析・評価結果について
⑴ 分析・評価結果の概要
当社取締役会の分析・評価では、取締役会の実効性が適切に確保できていると評価いたしました。また、独立社外取締役3名体制となったため、独立社外取締役の増員については改善しました。ただし、その他の課題については引き続き取り組みが必要と評価しました。

⑵ 引き続き取り組みが必要な課題と取り組み
(課題)
経営課題の提示、対応策の審議を充実
(取り組み)
新たな中期経営計画の策定を行うことで、経営課題の審議のさらなる充実を図ります。

(課題)
各取締役の業績評価を求める意見
(取り組み)
2022年3月期中に持株会社体制への移行に伴う、組織体制の変更により、業務執行者の責任を明確にし、業績評価を行うための体制を整備します。

3. 今後の対応について
当社取締役会は、上記の分析・評価結果を踏まえ、抽出された課題の改善に取組み、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。
また、次年度以降の分析・評価を更に有効なものとするため、「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」につきましても、引き続き、方法、質問内容、評価プロセスなどを検証し、改善を行ってまいります。

【補充原則4-14-2】
取締役に対するトレーニングの方針については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」12. 取締役のトレーニングに記載しておりますのでご参照ください。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話に関する方針については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」4. 株主との建設的な対話に関する方針に記載しておりますのでご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社T・Nソリューション	1,012,900	12.68

株式会社ボンニー	982,000	12.29
田中　昌樹	939,400	11.76
中村　豊	820,900	10.27
田中　順子	223,000	2.79
アジュバンコスメジャパン従業員持株会	184,786	2.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	134,400	1.68
宮澤　良彦	103,200	1.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	67,600	0.85
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	60,700	0.76

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は、2021年3月20日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
南　正光	他の会社の出身者											
影田　清晴	他の会社の出身者								△			
三村　淳司	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南　正光	○	○	当社の独立役員に指定しております。	内部統制・コンプライアンス担当シニアエキスパートとしての豊富な経験を取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に活かしていただくためです。
影田　清晴	○	○	当社の独立役員に指定しております。	弁護士としての専門知識、経験等を取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に活かしていただくためです。
三村　淳司	○	○	当社の独立役員に指定しております。	公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に活かしていただくためです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の取締役または使用人はおりませんが、監査等委員会の指示または必要に応じて内部監査室が補助を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室、監査等委員及び会計監査人は適時に協議、意見交換を通じて連携する体制になっております。内部監査室と監査等委員は、密に連携しており、情報共有を行っております。また、内部監査室と会計監査人は会計監査人の内部統制監査にあたり、監査情報の交換、共有を行うだけでなく改善状況に関する情報も共有しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

2012年2月9日開催の臨時株主総会において、取締役の一部に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
2018年6月15日開催の第29期定時株主総会において、当社の企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役、当社従業員、当社子会社の取締役及び当社子会社の従業員の一部に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬額につきましては、有価証券報告書において取締役の報酬総額を開示しております。
なお、企業内容等の開示に関する内閣府令が規定する個別開示基準(連結報酬額1億円以上)の該当者はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に考慮して決定する事とする。

2.取締役の個人別の報酬等のうち、改正施行規則98条の5第3号の非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式とする。
非金銭報酬の額は、年額50,000千円以内、非金銭報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する事とする。

3.金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ業績を勘案し、随時取締役会において決定する事とする。

4.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で職責及び実績等を勘案し、各取締役の基本報酬額を決定する事とする。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には、取締役会及び監査等委員会開催時、事前に資料等を配布するよう努めております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・取締役会
当社は意思決定の迅速化、委任の明確化のため、取締役会は代表取締役会長兼社長中村豊を議長とし、田中順子、中川秀男、南正光(社外)、影田清晴(社外)、三村淳司(社外)の取締役6名(提出日現在)と比較的少数で構成されており、定数は定款にて取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内、監査等委員会である取締役は4名以内と定めております。また、原則として月1回の定時取締役会を開催し、重要な議案が生じた場合には適時臨時取締役会を開催し、迅速かつ適切な意思決定と業務執行の監督に努めるとともに、業務執行における指示伝達、問題の共有化及び意見交換を行っております。

・監査等委員会
当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は常勤監査等委員南正光(社外)を議長とし、影田清晴(社外)、三村淳司(社外)の3名(提出現在)で構成されております。監査等委員は取締役会の他、必要に応じてその他の社内会議に出席し、経営に関する意思決定及び業務執行について監視及び監査を行っております。また、適時内部監査室と内部統制やコンプライアンスについて意見交換を行い効率的な監査の実施に努めております。
また監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と、相互に連携を密にしており、相互に助言、情報交換を行っております。

・会計監査人
当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

・内部監査室
内部監査室は、専任スタッフ2名を置き、法令の順守状況及び業務活動の効率性などについて、当社各部門および子会社に対し内部監査を実施し、業務改善に向けて具体的に助言・改善提案を行っております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業統治の体制として2021年6月17日開催の第32期定時株主総会の決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しています。複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能を一層強化し、取締役総数の半数の社外取締役を選任することにより、取締役会の客観性・妥当性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることで、企業価値の向上に努めたいと考え、現状の体制としています。
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針及びその取組み状況は、次のとおりであります。
当社は「美と健康を通じて夢と感動をお届けする」という企業理念のもと、より良い商品の開発・提供により笑顔あふれる世の中をつくるこ、Innovation30を実現し、美容業界に貢献すること、また社員の成長・幸せを実現できる会社にすることを経営目標に掲げております。この企業理念と経営目標に基づいて、企業の健全性・透明性を確保し、企業価値の向上をはかるためにも、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の一つと認識しております。
当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業の社会的責任を果たしながら株主利益を追求し保護することにあると考えます。同時

に顧客第一主義を重視し、顧客との揺ぎない信頼関係を築くことが当社の利益につながり株主保護にもなると考えております。また株主の皆様への速やかな情報開示が、公平で透明な経営を行う上での重要な要素と考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、議案について充分ご検討いただく時間を確保することを目的として、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるとともに、招集通知発送日前までに当社ウェブサイトにも掲載する方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避け、多くの株主に出席していただきやすい日を設定する方針であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対し、第2四半期決算、期末決算発表後に決算説明会を開催する方針であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信を中心に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当部署は財務部IR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重について、コーポレート・ガバナンス基本方針に規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に関する方針として、IRポリシーを策定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．内部統制システムに関する基本的な考え方
当社グループは、より良い商品の開発･提供により笑顔あふれる世の中をつくること、Innovation30を実現し、美容業界に貢献すること、また社員の成長･幸せを実現できる会社にすることを経営目標とし、お客様、従業員、株主･投資家、取引先、社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを目標としております。

2．内部統制システムの整備状況
当社の内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき2010年12月7日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制を決議し、2021年6月3日開催の取締役会において一部改定を決議しております。

(a)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
･当社は、取締役及び使用人を対象に「コンプライアンス基本規程」を定め、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践しております。
･当社は、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを取締役及び使用人に徹底しております。
･取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が法令違反や企業倫理の逸脱の可能性を感じた場合に、具体的な行動指針となる「内部通報規程」を定め、外部に内部通報窓口を設け、より相談し易い環境を整備しております。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
･取締役の職務に係る情報は「文書管理規程」等関連規程に従い、適切に保存及び管理しております。
･取締役会議事録は経営企画課が全ての議案について作成し、その内容は必要な者のみ閲覧できるようにしております。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営上のリスクが発生した場合は、取締役及び当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の把握及び対応策を検討できる体制にしております。リスクの未然防止及び危険や緊急事態の発生時の対応については、「コンプライアンス基本規程」「内部監査規程」「リスク管理規程」等の規程に従い運用しております。
･コンプライアンス
当社は取締役及び使用人の責務、禁止事項及び通報の義務等を定めた「コンプライアンス基本規程」を取締役会で定めております。
･内部監査室
当社は内部監査部門として内部監査室を設置しております。内部監査室は代表取締役社長直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立かつ客観的な立場から当社の健全かつ適切な業務運営に資するために、実効性の高い内部監査の実施に努めております。具体的には、各部門への実地監査を通じて、主として業務上発生する可能性のある事柄（リスク）に対する備えが十分にできているかについて評価し、改善のための助言を行っております。
･リスクマネジメント委員会（取締役会）
企業活動に関するリスクについては、リスクマネジメント委員会（取締役会）が統括しております。経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握･評価し、必要な予防対策や活動を推進しております。緊急事態を想定し必要なリスクに関しては対策マニュアルや業務フローを策定し、リスク管理を行っております。
(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社内規程（「組織･業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等）において、取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に業務を行う体制を整えております。
(e)当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」及び「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、以下のように子会社の業績及び業務の進捗を管理することにより、グループ企業における業務の適正を確保しております。
･子会社の業績、業務の進捗及び損失の危険が生じる事象について報告させる体制を構築しております。
･定期的な内部監査室による監査手続を実施することで、当社企業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努めております。
･代表取締役社長直轄のもと財務部を事務局とし、当社企業グループの財務報告に係る内部統制の構築、運用及び評価を推進しております。
(f)監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、「監査等委員会監査規程」を定め、必要に応じて監査等委員の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査等委員会に報告できるようにしております。
(g)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
･当社は、「監査等委員会監査規程」を定め、監査等委員から命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等他の機関･役員から指揮命令を受けないような体制としております。
･監査等委員から命令を受けた使用人に関する人事異動、評価については、監査等委員と事前に協議しております。
(h)取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
･取締役及び使用人は、取締役会、その他会議への監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査部門の監査結果を報告しております。
･監査等委員の求めに応じ、取締役会付議事項及び取締役会報告事項となる重要案件について、取締役等より報告を受けられる体制を整備しております。
･当社は、監査等委員へ報告を行った当社及び子会社の役員又は使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止しております。
(i)その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、「監査等委員会監査規程」を定め、監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するため以下の体制を整備しております。
･代表取締役社長と監査等委員の間で定期的な意見交換会を開催しております。
･監査等委員からの求めに応じ、監査等委員、会計監査人及び内部監査部門との間で連絡会を開催しております。
･各種会議への監査等委員の出席を確保しております。
･監査等委員が職務の執行について生じる費用等を請求した場合、速やかに処理します。
(j)財務報告の適正性を確保するための体制
･当社は、代表取締役社長が最高責任者となり、適切な統制環境を保持しつつ、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制を整備･運

用・評価し、継続的に改善する体制を構築しております。
・適正な内部統制を実現するための体制の構築、運用及び評価にあたり、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定めるとともに、「財務報告に係る内部統制規程」「財務報告に係る内部統制の基本計画書」他関係諸規程、関連文書を整備しております。
(k)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定し、いかなる場合においても反社会的勢力に対し毅然とした姿勢をもって対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携の上、これに応じないことの徹底を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章　実行の手引き」(2007年4月改訂)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(2007年6月　犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。当社グループにおける方針・基準等については、「反社会的勢力対策規程」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返し、その内容の周知徹底を図っております。これらの施策により、当社グループの全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。
社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に関わる会議体として「取締役会(リスクマネジメント委員会)」を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は総務部総務課とし、暴力団追放兵庫県民センターに加盟するとともに、実務上の業務マニュアルとして、「反社会的勢力対策規程」及び「取引先調査マニュアル」を整備しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

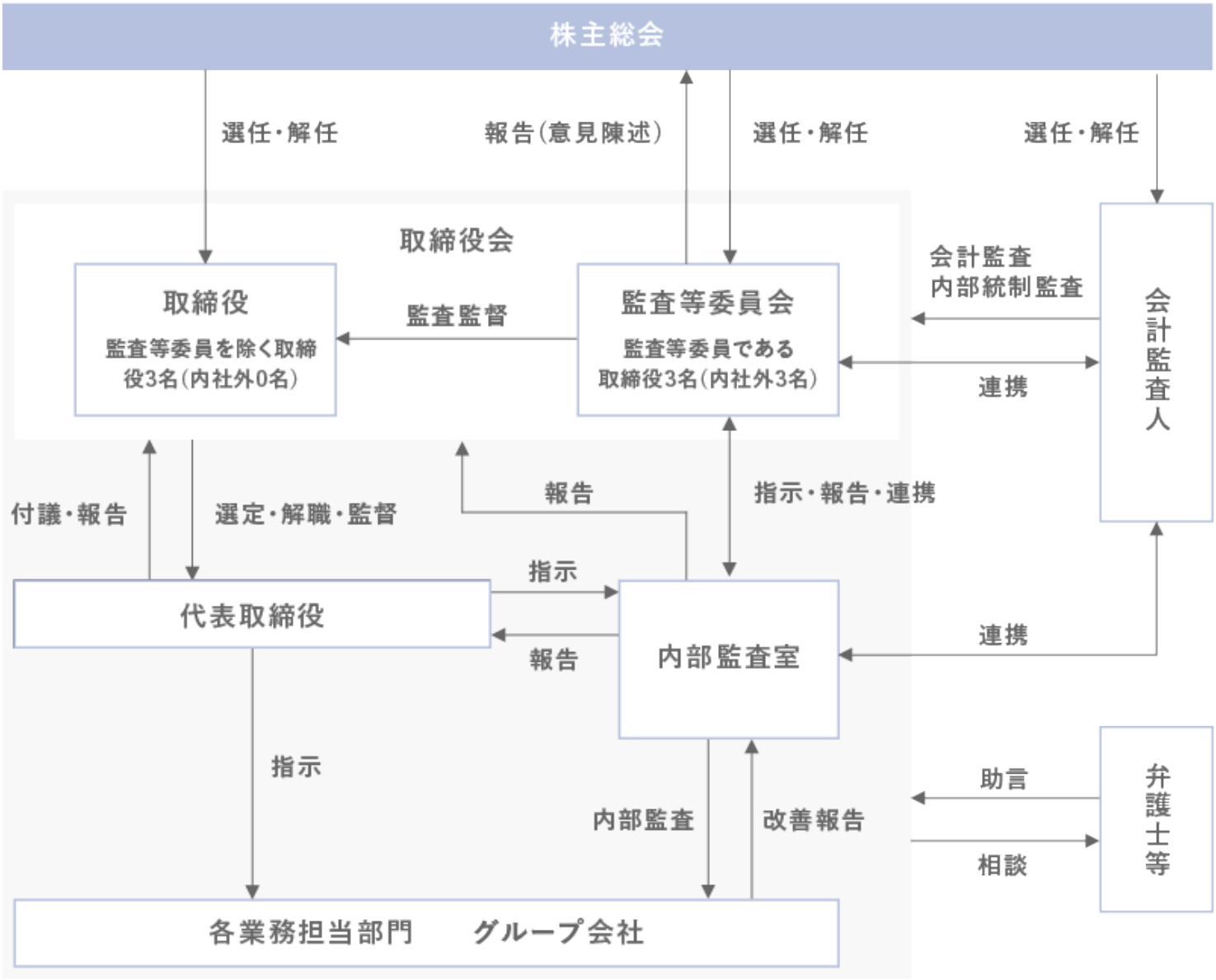
当社の会社情報の適時開示に係る方針及び社内体制の状況は、以下の通りであります。

1．適時開示体制の整備に向けた取組み
投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。
適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（連結子会社の役員・従業員を含む。）に対して重要な会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

2．適時開示担当組織の状況
担当部署名　　総務部
情報取扱責任者　　取締役管理本部本部長兼総務部部長

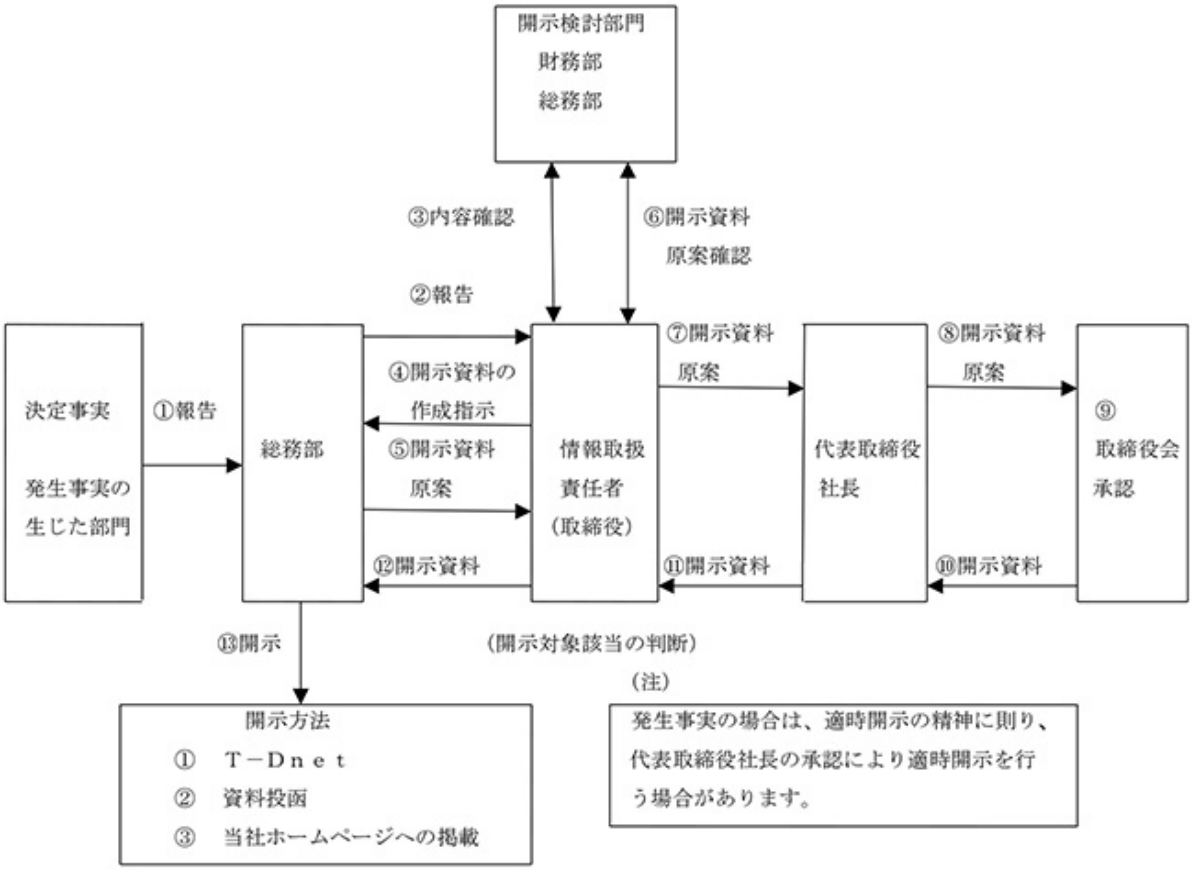
3．適時開示手続き
(a) 決定事実に関する情報
決定事項に関する情報については、会社法等の法令及び当社「定款」「取締役会規程」「職務権限規程」により全て取締役会付議事項に含まれております。
総務部の担当者が、取締役会付議事項を事前に入手し、適時開示該当事項の有無をチェックし、該当事項があれば開示資料を作成し、取締役会に付議いたします。そして、取締役会承認の後、速やかに開示いたします。

(b) 発生事実に関する情報
該当事実が発生した場合は、該当部門が総務部担当者に連絡し、連絡を受けた総務部担当者は情報取扱責任者に報告いたします。報告を受けた情報取扱責任者は、開示の要否について代表取締役社長、財務部の各担当者と協議いたします。検討の結果、開示が必要と認められた場合は、情報取扱責任者が、総務部担当者に開示資料の作成を指示いたします。作成された開示資料は、情報取扱責任者が内容を確認し代表取締役社長に提出し、取締役会の承認を得て開示いたします。
なお、案件によっては、適時開示の精神に則り代表取締役社長の専決により開示を行う場合もあります。


株主総会
選任・解任
報告（意見陳述）
選任・解任
選任・解任
取締役会
取締役
監査等委員を除く取締役3名（内社外0名）
監査監督
監査等委員会
監査等委員である取締役3名（内社外3名）
会計監査
内部統制監査
連携
会計監査人
付議・報告
選定・解職・監督
報告
指示・報告・連携
指示
代表取締役
報告
内部監査室
連携
指示
内部監査
改善報告
助言
相談
弁護士等
各業務担当部門
グループ会社

【適時開示の体制】

決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



決算に関する情報の適時開示業務フロー

